

## 公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令 和 7 年 11 月 13 日

浜田市長 三浦 大紀

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売の日時	公売開始の日時	令和7年12月3日 午前10時00分
	公売締切の日時	令和7年12月3日 午後1時00分
公 売 の 場 所		島根県松江合同庁舎 2階 講堂 (松江市東津田町1741-1)
公 売 の 方 法		入札
開 札 の 日 時		令和7年12月3日 午後1時00分
開 札 の 場 所		島根県松江合同庁舎 2階 講堂 (松江市東津田町1741-1)
売 却 決 定 の 日 時		令和7年12月3日 午後2時30分
売 却 決 定 の 場 所		島根県松江合同庁舎 2階 講堂 (松江市東津田町1741-1)
買受代金納付の期限		令和7年12月3日 午後3時00分
買受代金納付の場所		島根県松江合同庁舎 2階 講堂 (松江市東津田町1741-1)
公 売 保 証 金 額		免除
見 積 価 額		別紙のとおり
買受人の資格その他の要件		国税徴収法第92条及び第108条に抵触しない者
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出について		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、当市税務課収納係に用意しております。
公売財産の表示及び注意事項		別紙のとおり
その他の事項	1 見積価額に達した入札者等がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。	
	2 入札参加者は、入札当日に印鑑（認めで可、ただし法人の場合は法人の実印及び商業登記簿等）、身分証明書（運転免許証など）を持参してください。	
	3 代理人が入札する場合は、上記2のほか、委任状の提出が必要です。委任状は浜田市役所税務課にあります。なお、買受人となる者が法人の場合で、代表者以外の者（従業員など）が入札される場合にも委任状が必要です。	
	4 見積価額以上の入札者のうち最高の価額による入札者を最高価申込者とします。なお、最高の価額の入札者等が二人以上あるときは、該当の入札者により追加入札を行い、なおその入札価額が同額の場合はくじにより最高価申込者を決定します。	
	5 公売財産の引き渡しは、公売財産の公売場所（島根県松江合同庁舎 2階 講堂：松江市東津田町1741-1）で行います。	
	6 執行機関（浜田市）は瑕疵担保責任を負いません。	
	7 買受代金の納付のときまでに、その公売財産に係る滞納市税等が完納されたときは売却決定を取り消します。	
	8 買受代金を納付したときに、公売財産の所有権は買受人に移転します。そのため、危険負担も買受人に移転し、その後に発生した財産の破損、消失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。	
	9 買受代金の納付は現金に限り、上記買受代金納付期限までに納付されないときには売却決定を取り消します。	
	10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は公売に参加することができません。	
	11 公売決定を受けるためには、暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書の提出が必要です。	

## 公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分 番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金	見積価額
浜田市1	掛け軸(遊鯉) 筆者:山口 春峰 1点	免除	3,500円
浜田市2	レバー荷イスト (1.5t、1.5M) 2個	免除	2,000円
浜田市3	オールセーフ ラッシングベルト 1個 (レールタイプ、50mm×3M)	免除	200円
浜田市4	ラッシングベルト (フックタイプ、50mm×7.5M) 1個	免除	200円
浜田市5	ペーマン ラッシングベルト 1個 (フックタイプ、50mm×7M)	免除	300円
浜田市6	ペーマン ラッシングベルト 1個 (フックタイプ、50mm×7.8M)	免除	300円
浜田市7	ペーマン ラッシングベルト 1個 (フックタイプ、50mm×6M) ①	免除	300円
浜田市8	ペーマン ラッシングベルト 1個 (フックタイプ、50mm×6M) ②	免除	300円